MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成20年5月30日

### 平成23年以降の新たなBSデジタル放送に係る 委託放送業務の認定に関する基本的方針(案)に対する意見募集

総務省は、平成23年以降に開始される予定の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定の在り方に関する基本的な方針として、「平成23年以降に開始される予定の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する基本的方針(案)」を作成しました。

つきましては、この案について、平成20年6月30日(月)までの間、意見募集を実施します。

#### 1 経緯等

- (1) 現在、我が国には、BS放送用周波数として、国際調整手続を経て12周波数が割り当てられていますが、これらのうち現在使用されているのは8周波数(BSデジタル放送用5、BSアナログ放送用3)であり、残りの4周波数については、平成19年7月の電波監理審議会答申を受け、平成23年以降、BSデジタル放送のために使用を開始することが決定されたところです。
- (2) また、BSアナログ放送用の上記3周波数についても、同放送を平成23年までに終了することとし、平成23年以降はこれらの3周波数をBSデジタル放送のために使用することとすることが、電波監理審議会答申を受け、決定されています。
- (3) 本件「基本的方針」は、これらの7周波数を使用して開始される予定の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定の在り方に関する基本的な方針を策定するものであり、総務省としては、この「基本的方針」に沿って、所要の制度整備(放送法施行規則及び放送普及基本計画の見直し、認定方針(審査基準)の策定等)を進めていくことを予定しています。
  - (4) たお
  - ① 衛星デジタル放送の高度化に関する技術的条件については情報通信審議会(情報通信技術分 科会放送システム委員会)において、
  - ② 地上デジタル放送に係るいわゆる衛星セーフティネットについては情報通信審議会(情報通信政策部会地上デジタル放送推進に関する検討委員会)において、
  - ③ 日本放送協会の衛星放送の保有チャンネル数の在り方については「NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する研究会」において、
  - それぞれ検討中であるため、これらに関連する事項については、今回の「基本的方針(案)」に は盛り込んでおりません。

#### 2 概要

「基本的方針(案)」の概要は【別紙1(PDF)】のとおりです。 また、関連資料については、【別紙3(PDF)】を適宜ご参照ください。

#### 3 意見募集の対象

〇 平成23年以降に開始される予定の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する基本的方針(案)【別紙2(PDF)】

#### 4 意見募集の期間

平成20年(2008年)5月31日(土)~6月30日(月)17時必着 (郵送の場合は、平成20年6月30日(月)必着とします。)

#### 5 意見提出方法

詳細については、【別紙4(PDF)】の意見公募要項をご覧下さい。

なお、本件意見募集の内容については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/) 及び電子政府の総合窓口 (e-Gov) (http://www.e-gov.go.jp) に掲載しているほか、連絡先窓口においても配布しております。

#### 6 今後の予定

皆様から寄せられた御意見を踏まえ、本年7月頃を目途に「平成23年以降に開始される予定の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する基本的方針」を策定し、公表する予定です。

#### (参 考)

- ○「放送システムに関する技術的条件」の情報通信審議会への諮問 http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060928\_6.html
- ○「衛星放送の将来像に関する研究会」報告書の発表及び意見募集の結果 <a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061019\_2.html">http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061019\_2.html</a>
- 〇放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案等に係る電波監理審議会答申及 び意見募集の結果

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070711\_10.html

○情報通信審議会情報通信政策部会地上デジタル放送推進に関する検討委員会 (第33回) 議 事次第

http://www.soumu.go.jp/joho\_tsusin/policyreports/joho\_tsusin/joho\_bukai/071218\_1.html

○情報通信審議会情報通信政策部会地上デジタル放送推進に関する検討委員会(第38回)議 事次第

http://www.soumu.go.jp/joho tsusin/policyreports/joho tsusin/joho bukai/080526 1.html

〇平成23年以降の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務認定に関する今後のスケジュ ールの公表

http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080213 2.html

- ○「NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する研究会」関連資料 <a href="http://www.soumu.go.jp/joho\_tsusin/policyreports/chousa/nhk\_ch/index.html">http://www.soumu.go.jp/joho\_tsusin/policyreports/chousa/nhk\_ch/index.html</a>
- ○平成23年以降の新たなBSデジタル放送に関する基礎的資料の公表 <a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080422\_7.html">http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080422\_7.html</a>

連絡先:情報通信政策局衛星放送課

担 当: 井田課長補佐、川名係長、田中係長

住 所: 〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

電 話: 03-5253-5799 FAX: 03-5253-5800

e-mail: eisei-housou/atmark/ml.soumu.go.jp

※ スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示してお

ります。送信の際は「@」に変更してください。

#### 基本的方針(案)の概要

- 1. BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送の普及政策の一体化 (東経110度衛星デジタル放送(仮称)として統合)
  - (1) マスメディア集中排除原則における取扱いの一体化
    - ① 東経110度衛星デジタル放送(仮称)全体として、一の者が支配することができる中継器数を原則として4中継器以内とする。
    - ② 地上放送との兼営に関しては、当面は従前どおりとする。

#### (2) 高画質化の推進

- ① 東経110度衛星デジタル放送(仮称)全体として、高精細度テレビジョン放送を中心とする普及政策を採用する。
- ② 東経110度衛星デジタル放送(仮称)における既存の放送番組の画質向上のために周波数を割り当てることについても、特に排除しないこととする。
- ③ 高精細度テレビジョン放送の水平方向画素数を 1920 画素とするか 1440 画素とするかについては、原則として申請者の選択に委ねることとする。
- ④ ラジオ放送及びデータ放送については、周波数事情を勘案して可能な場合に限り、 周波数を割り当てることとする。

#### (3) 放送番組の多様性確保

- ① 東経110度衛星デジタル放送(仮称)全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮することとする。
- ② 無料放送のうち、放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間 の占める割合が一定割合を上回る申請については、周波数事情を勘案して可能な場合に限り、周波数を割り当てることとする。

#### 2. 実験(スーパーハイビジョン等)について

○ 周波数事情を勘案して可能な場合に限り、周波数を割り当てることとする。

以上

#### 平成23年以降に開始される予定の新たなBSデジタル放送 に係る委託放送業務の認定に関する基本的方針

衛星放送は、これまで、そのメディアとしての特性である「広域性、経済性」(一つの送信点から一波で全国をカバーすることにより経済的、効率的に全国放送を実現することが可能であり、離島等における難視聴解消にも適していること)及び「大容量性、高品質性」(広帯域の伝送路を設定し、数多くの高画質番組を同時に提供することが可能であり、かつ、視聴者の数がどれほど増えても、それによって品質の劣化が生じないこと)を活かすことにより、高精細度テレビジョン放送、多チャンネル放送、難視聴対策放送などを中心として、地上放送だけでは満たすことのできない多様化・高度化する視聴者ニーズに応える役割を担ってきたところである。

また、これまで、放送衛星業務用の周波数を使用するBSデジタル放送は、地上放送に 準ずる規模の視聴者によって視聴される準基幹的なメディアとして、総合編成の高精細度 テレビジョン放送による放送番組等を中心として普及が進展してきており、他方、放送衛 星業務用の周波数以外の周波数を使用するCSデジタル放送は、比較的限られた特定分野 の視聴者向けの専門編成・標準画質の多チャンネル放送サービス等を中心として普及が進 展してきたところである。

しかしながら、このうち高精細度テレビジョン放送については、地上デジタル放送の普及の進展等に伴い、視聴者にとってはいわば「当たり前」のサービスとなりつつあるところであり、また、専門編成の多チャンネル放送サービスについても、通信のブロードバンド化の進展等に伴い、衛星放送以外のメディアにおいても、ある程度類似したサービスを提供することが可能な状況となりつつあるところである。

このように、放送全体のデジタル化、高画質化及び通信のブロードバンド化の進展に伴い、衛星放送のメディアとしての特性が相対的に変化しつつあるところであるが、その一方で、BS・東経110度CS共用アンテナや、いわゆる三波共用受信機の急速な普及に伴い、視聴者にとって、BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送の視聴がより手軽で身近なものとなりつつあるのと同時に、少なくとも受信環境の面においては、視聴者にとって、BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送の間には大きな差異はなくなりつつあることといった、新たな変化が生じていることにも十分に留意する必要がある。

このような状況を踏まえ、平成23年以降に開始される予定の新たなBSデジタル放送 に係る委託放送業務の認定については、下記の基本的方針に沿って、放送法施行規則、放 送普及基本計画その他関係法令等の整備を行うこととする。 1. BSデジタル放送及び東経110度СSデジタル放送の普及政策の一体化について

BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送は、同一の軌道又は位置にある人工衛星により行われる放送であること、かつ、近年、これらの放送を共に受信することができるBS・東経110度CS共用アンテナや、いわゆる三波共用受信機の普及が急速に拡大している状況にあることを踏まえ、これらを制度上「東経110度衛星デジタル放送(仮称)」として統合し、その普及政策を一体化することとする。

具体的には、以下の措置を講ずる。

- (1) マスメディア集中排除原則(放送法施行規則等)
  - ① これまで、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保する観点から、一の者が支配することができる中継器数を、BSデジタル放送については原則として2分の1中継器以内とし、東経110度CSデジタル放送については原則として4中継器以内(BSデジタル放送との兼営の場合には3中継器以内)としてきたところであるが、今後は、東経110度衛星デジタル放送(仮称)全体について、一の者が支配することができる中継器数を原則として4中継器以内とすることとする。
  - ② なお、地上放送との兼営に関しては、BSデジタル放送についてはそもそも認められておらず、他方、CSデジタル放送については同放送の円滑な立ち上がりを確保することを目的として2中継器以内の支配が認められているところであるが、今回の新たなBSデジタル放送については、対応アンテナや対応受信機が急速に普及しつつある中で開始されるものであり、事業の円滑な立ち上がりが期待されるところであるから、当面は従前どおりとする。
- (2) 高画質化の推進(放送普及基本計画等)
  - ① これまで、BSデジタル放送については、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高画質化を目指すこととされており、東経110度 CSデジタル放送については、既存の放送の画質の水準を維持するとともに、デジタル技術を活用した高画質化を推進することとされてきたところであるが、今後は、東経110度衛星デジタル放送(仮称)全体として、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高画質化を目指すこととする。
  - ② また、近年、高精細度テレビジョン放送対応受像機の一般家庭への普及が急速に進展している状況にあり、それに伴い既存の放送番組の画質向上に対する視聴者ニーズが高まりつつあること等を踏まえ、東経110度衛星デジタル放送(仮称)における既存の放送番組の画質向上のために周波数を割り当てることについても、特に排除しないこととする。
  - ③ なお、高精細度テレビジョン放送の水平方向画素数を、画質の向上を重視して1920

画素とするか、番組数の増加を重視して 1440 画素とするかについては、いずれにも 一定程度の利点が認められるところであるため、いずれの方式を採用するかについ ては原則として申請者の選択に委ねることとする。

④ 他方、ラジオ放送及びデータ放送については、移動受信に適した地上放送や双方 向通信に適したインターネットなど他のメディアによって、多様化・高度化する視 聴者ニーズを満たすことが相当程度可能となっていると考えられることから、衛星 放送のメディアとしての特性を最大限に活かす観点から、東経110度衛星デジタ ル放送(仮称)においては、テレビジョン放送に対し周波数を優先的に割り当てる こととし、ラジオ放送及びデータ放送については、周波数事情を勘案して可能な場 合に限り、周波数を割り当てることとする。

#### (3) 放送番組の多様性確保(認定方針等)

- ① これまでの委託放送業務認定に当たっては、BSデジタル放送全体として、又は 東経110度CSデジタル放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保さ れるよう配慮することとされてきたところであるが、今後は、新規の放送番組に係 る委託放送業務の認定に当たっては、東経110度衛星デジタル放送(仮称)全体 として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮することとする。
- ② また、放送番組の多様性を確保する観点から、無料放送のうち、放送時間全体における対価を得て行う広告放送(一定の事項の周知又は宣伝のためにする放送をいう。具体的には、いわゆるタイム広告、スポット広告及び一部のショッピング番組などが該当する。)に係る放送時間の占める割合が一定割合を上回る申請については、周波数事情を勘案して可能な場合に限り、周波数を割り当てることとする。

#### 2. 実験について (放送普及基本計画等)

将来の放送技術(例:スーパーハイビジョン)の開発・実用化のための実験については、現時点ではまだ視聴者ニーズを十分に把握するに至っていないところであり、周波数事情を勘案して可能な場合に限り、周波数を割り当てることとする。

以上

## 平成23年以降の新たなBSデジタル放送に係る関連資料

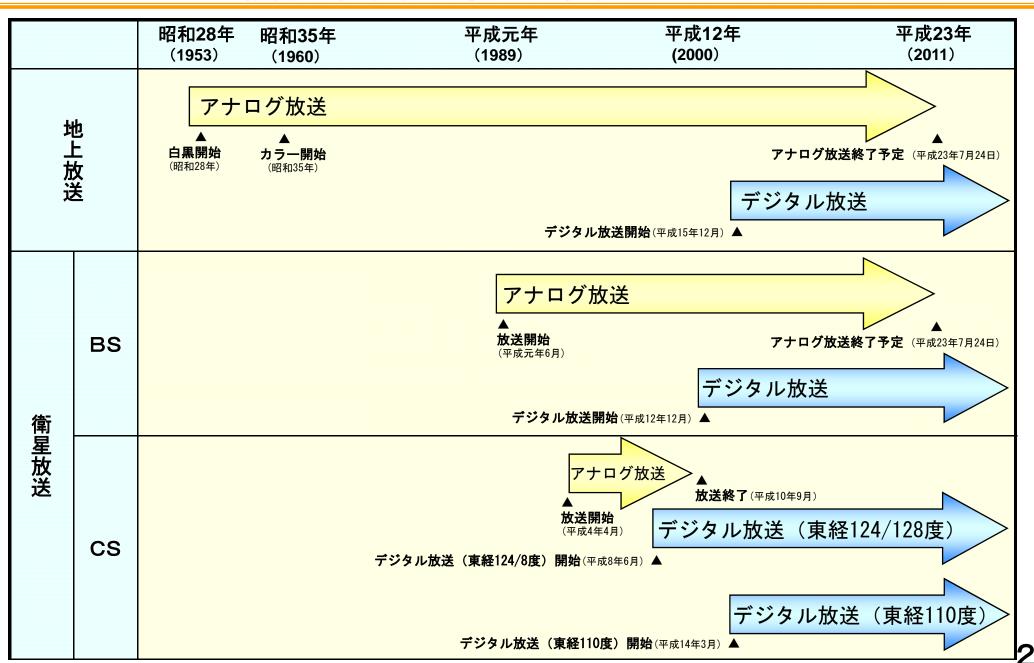
平 成 2 O 年 5 月 情 報 通 信 政 策 局 衛 星 放 送 課

### 平成23年以降の新たなBSデジタル放送に関する行政手続スケジュール

新たなBSデジタル放送に参入する放送事業者の選定(委託放送業務の認定)については、以下のスケジュールに沿って手続を進めていくことを予定。

平成20年 7月頃	委託放送業務の認定に関する基本的方針の公表
平成20年 8月頃	参入希望調査の開始 (→9月頃に調査結果を公表)
平成20年11月頃	上記基本的方針及び参入希望調査の結果を踏まえた <mark>制度整備(案)</mark> の意見募集開始
平成21年 1月頃	制度整備(案) 電波監理審議会諮問
平成21年 4月頃	委託放送業務認定の 申請受付開始
平成21年 7月頃	<u>委託放送業務の認定</u>

## 放送のデジタル化のスケジュール (テレビジョン放送)

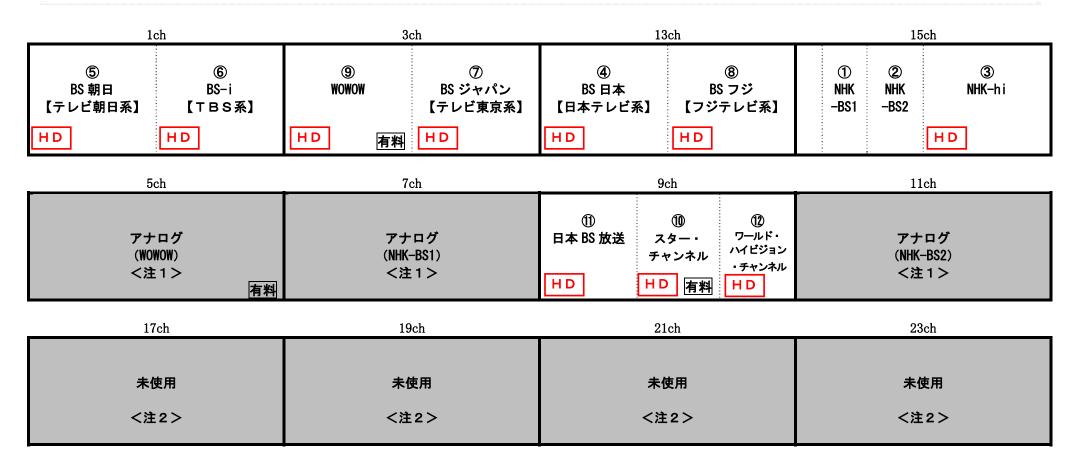


## BSデジタル放送の沿革(テレビジョン放送)

年 月 日	沿 革 の 内 容
〇 平成12年12月	BSデジタル放送開始。 ・4周波数(1ch、3ch、13ch、15ch) ・テレビジョン10番組 (①NHK-BS1、②NHK-BS2、③NHK-hi、④BS日本、⑤BS朝日、⑥BS-i、⑦BSジャパン、⑧BSフジ、⑨WOWOW、⑩スター・チャンネル)
〇 平成19年12月	新規2番組追加 ・1周波数(9ch) ※BSアナログハイビジョン放送で使用していた周波数(9ch)を使用 ・テレビジョン2番組 (①日本BS放送、②ワールド・ハイビジョン・チャンネル) ※この他、上記⑩スター・チャンネルをハイビジョン化

### BS放送のチャンネル配列図

BSデジタル放送については、現在、5周波数を使用して、12番組のテレビジョン放送が放送されているところ。 平成19年7月の電波監理審議会答申を受け、平成23年以降、BSデジタル放送のために新たに7周波数(以下 網掛け部分)を使用することが決定されたところ。

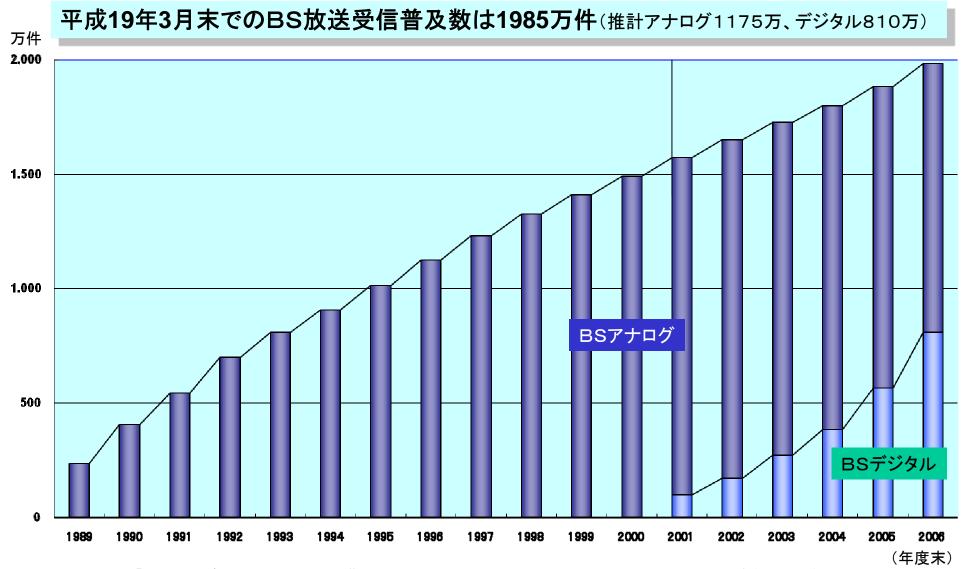


注1:現在BSアナログ放送のために使用されている3周波数(5、7、11ch)については、同放送を平成23年までに終了することとし、平成23年以降はこれらの3周波数をBSデジタル 放送のために使用することとすることが、平成19年7月の電波監理審議会答申等を受け、決定されている。

注2:我が国は、国際調整手続を経て、平成12年にBS放送用周波数として新たに4周波数(17、19、21、23ch)の割り当てを受けたところ、平成23年以降、これらの4周波数を BS デジタル放送のために使用することが、平成19年7月の電波監理審議会答申を受け、決定されている。

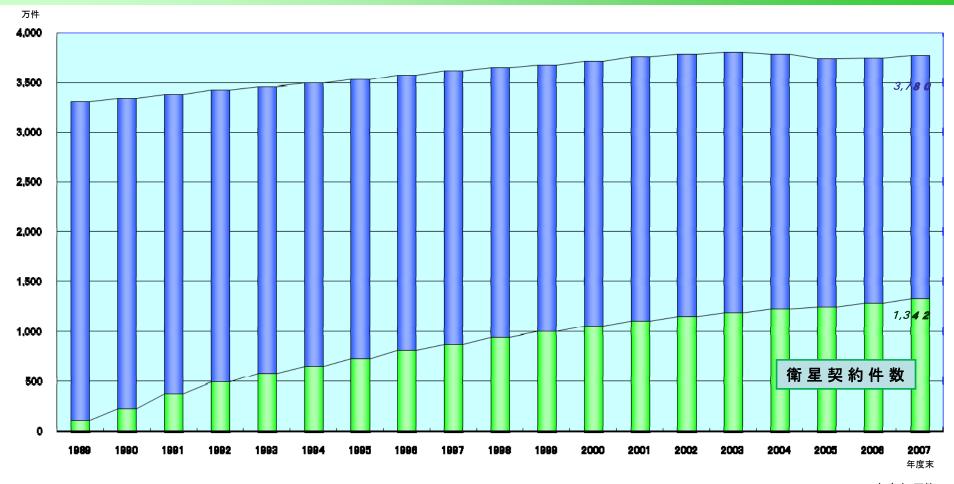
4

### BS放送の受信状況の推移



[「世帯インデックス調査(耐久消費財所有実態調査):(社)中央調査社」結果をもとにNHKが算出した推計値]

## NHKの受信契約件数の推移



年度末∶万件

	1989 (H1)	1990 (H2)	1991 (H3)	1992 (H4)	1993 (H5)	1994 (H6)	1995 (H7)	1996 (H8)	1997 (H9)	1998 (H10)	1999 (H11)	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)
総数	3,319	3,354	3,394	3,434	3,470	3,503	3,538	3,582	3,628	3,660	3,688	3,727	3,768	3,795	3,816	3,792	3,751	3,755	3,780
衛星	121	236	381	501	586	658	737	817	880	946	1,007	1,062	1,116	1,158	1,201	1,236	1,254	1,292	1,342
14年	3.6%	7.0%	11.2%	14.6%	16.9%	18.8%	20.8%	22.8%	24.3%	25.8%	27.3%	28.5%	29.6%	30.5%	31.5%	32.6%	33.4%	34.4%	35.5%

Source: NHK発表

## BSデジタル放送(テレビ)の委託放送事業者の概要 平成2 0年3月末現在

委託放送 事業者	(株)ビーエス朝日	㈱BS日本	㈱BSジャパン	(株)ビーエス フジ	(株)ビーエス・ アイ	(株)WOWOW	(株)スター・ チャンネル	日本BS放送㈱	ワールド・ハイ ビジョン・チャン ネル(株)
代 表 者	神村 謙二	小林 昂	山田 登	北林 由孝	生井 俊重	和崎 信哉	渡辺 紘一	山科 誠	三輪 圭輔
住 所	〒150-0001 東京都渋谷区 神宮前1-3-10	〒102-8644 東京都千代田 区二番町14	〒105-6005 東京都港区虎 ノ門4-3-1	〒137-8088 東京都港区台 場2-4-8	〒107-0052 東 京都港区赤坂 5-3-6	〒107-8080 東京都港区元 赤坂1-5-8	〒100-8966 東京都千代田 区永田町2-4-3	〒101-0062 東京都千代田 区神田駿河台 2-5	〒150-0001 東京都渋谷区 神宮前6-24-15
放送の種類と 認定番組数	HDTV 1番組 又は SDTV 3番組	HDTV 1番組 又は SDTV 3番組	HDTV 1番組 又は SDTV 3番組	HDTV 1番組 又は SDTV 3番組	HDTV 1番組 又は SDTV 3番組	〈デジタル〉 HDTV 1番組 又は SDTV 3番組 〈アナロヴ(サイマル)〉 SDTV 1番組	HDTV 1番組	HDTV 1番組	HDTV 1番組
認定スロット数	24	24	24	24	24	24	15	18	15
主な放送内容	ニュース、教養、娯楽、音楽、スポ <sup>®</sup> ー ツ等	-1-ス、教養、 娯楽、音楽、ス ホ <sup>°</sup> -ツ等	-1-ス、教養、 娯楽、音楽、ス ポ <sup>°</sup> -ツ等	=1-2、教養、 娯楽、音楽、2 ポーツ等	=1-A、教養、 娯楽、音楽、A ポ <sup>°</sup> -ツ等	映画、スポーツ、 音楽	映画	ニュース、教養、娯楽、音楽、スポ <sup>®</sup> ー ツ等	=1-ス、教養、 娯楽、音楽、ス ポ <sup>°</sup> -ツ等
放送開始時期	平成12.12.1	平成12.12.1	平成12.12.1	平成12.12.1	平成12.12.1	平成12.12.1	平成12.12.1	平成19.12.1	平成19.12.1
有料/無料	無料	無料	無料	無料	無料	有料	有料	無料	無料

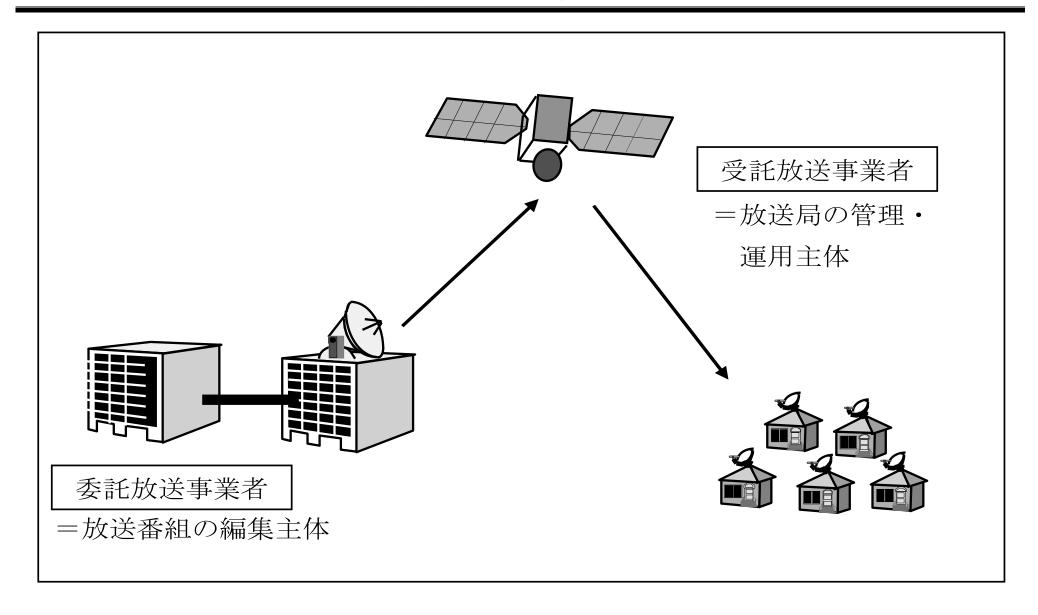
### WOWOWの加入者数の推移

- -2007年6月にデジタルの加入者がアナログを上回った。
- •2008年3月末の加入者は、デジタルが1,446千名、アナログが992千名となっている。



[WOWOW HPを元に作成(http://www.wowow.co.jp/IR/index.html)]

### 受委託放送制度の概要



## BS受託放送事業者の概要

会		社		名	株式会社放送衛星システム			
設	立	年	月	日	平成5年4月13日			
代	表取	締	役 社	長	竹中 一夫			
主	<i>t</i> =	る	業	務	受託放送事業、アップリンク業務、全局EPG業務			
資		本		金	150億円			
					日本放送協会	49. 9%		
	主な出資者 (議決権比率)			株式会社WOWOW	19. 6%			
				株式会社東京放送	5. 6%			
			株式会社テレビ朗日					
			株式会社BS日本					
				株式会社ビーエスフジ	5. 2%			
					株式会社BSジャパン	5. 2%		

平成20年3月末現在

#### 映画(9番組)

- Ch. 221 東映チャンネル
- Ch. 222 衛星劇場
- Ch. 223 チャンネルNECO
- Ch. 224 洋画★シネフィル・イマジカ
- Ch. 228 ザ・シネマ
- Ch. 237 スター・チャンネル プラス
- Ch. 238 スター・チャンネル クラシック
- Ch. 239 日本映画専門チャンネルHD
- Ch. 240 ムービープラス **HD**

#### ΗD

#### スポーツ(14番組)

- Ch. 251 J sports 1
- Ch. 252 J sports 2
- Ch. 253 J sports Plus (ハイビッジョン) HD
- Ch. 254 GAORA
- Ch. 255 スカイ・A sports+
- Ch. 256 J sports ESPN
- Ch. 257 日テレG+
- Ch. 258 フジテレビ 739
- Ch. 259 FIGHTING TV サムライ
- Ch. 260 ザ・ゴルフ・チャンネル
- Ch. 261 ゴルフネットワーク
- Ch. 801 スカチャン!
- Ch. 802 スカチャン!
- Ch. 803 スカチャン!

#### 娯楽·趣味(1番組)

Ch. 361 ジャスト・アイ インフォメーション

#### 音楽(6番組)

- Ch. 320 安らぎの音楽と風景/エコミュージックTV
- Ch. 321 Music Japan TV
- Ch. 322 スペースシャワーTV
- Ch. 323 MTV
- Ch. 324 大人の音楽専門TV◆ミュージック・エア
- Ch. 325 MUSIC ON! TV

#### アニメ (5番組)

- Ch. 330 キッズステーション
- Ch. 331 カートゥーン ネットワーク
- Ch. 332 アニマックス
- Ch. 333 アニメシアターX (AT-X)
- Ch. 334 トゥーン・ディズニー

#### 総合エンターテイメント(8番組)

- Ch. 303 テレ朝チャンネル
- Ch. 300 日テレプラス
- Ch. 301 TBSチャンネル
- Ch. 302 フジテレビ 721
- Ch. 304 ディズニー・チャンネル
- Ch. 305 チャンネル銀河
- Ch. 306 フジテレビCSHD
  - но
- Ch. 800 スカチャン!ハイビジョン

#### ΗD

#### ガイド(6番組)

- Ch. 001 e 2メイト
- Ch 100 e 2 プロモ
- Ch. 101 TAKARAZUKA SKY STAGE (プロモチャンネル)
- Ch. 110 ワンテンポータル
- Ch. 147 CS日本番組ガイド
- Ch. 160 C-TBSウェルカムチャンネル

#### 海外ドラマ・バラエティ (4番組)

- Ch. 310 スーパー! ドラマTV
- Ch. 311 AXN
- Ch. 312 F0X
- Ch. 313 LaLa TV HD

#### 国内ドラマ・バラエティ・舞台(5番組)

- Ch. 194 インターローカルTV
- Ch. 290 TAKARAZUKA SKY STAGE
- Ch. 291 fashionty
- Ch. 292 時代劇専門チャンネル
- Ch. 293 ファミリー劇場

#### ドキュメンタリー(4番組)

- Ch. 340 ディスカバリーチャンネル
- Ch. 341 アニマルプラネット
- Ch. 342 ヒストリーチャンネル
- Ch. 343 ナショナル ジオグラフィック チャンネル

#### ニュース(5番組)

- Ch. 350 日テレNEWS24
- Ch. 351 TBSニュースバード
- Ch. 352 朝日ニュースター
- Ch. 353 BBCワールドニュース
- Ch. 354 CNN j

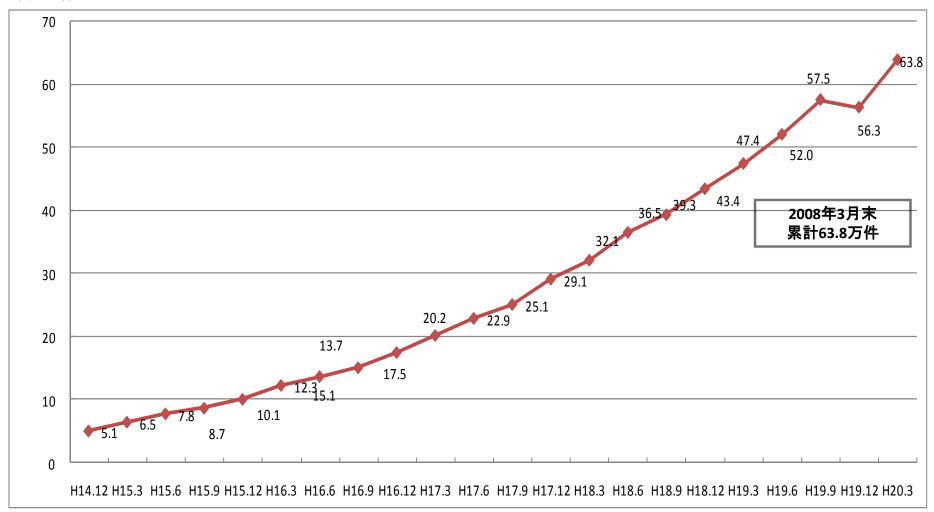
#### ショッピング(3番組)

- Ch. 055 ショップチャンネル
- НD
- Ch. 161 QVC(キュー・ヴィー・シー)
- Ch. 185 プライム365. TV

全12中継器 70番組

## 東経110度CSデジタル放送の加入件数推移





### 東経124/8度CSデジタル放送のテレビ番組一覧

(平成 20 年 5 月 1 日現在)

#### PPV (30番組)

- Ch. 100 ~103 パワープラッツ
- Ch. 110~115 パーフェクト チョイス
- Ch. 135 Vシアター135
- Ch. 136 CINEMA-R
- Ch. 139 パーフェクト チョイス
- Ch. 160~162 パーフェクト チョイス
- Ch. 171~174 パーフェクト チョイス
- Ch. 176~177 パーフェクト チョイス
- Ch. 179 パーフェクト チョイス「プレミア!」
- Ch. 180 ~186 パーフェクト チョイス

#### 映画(14番組)

- Ch. 260 洋画★シネフィル・イマジカ
- Ch. 261 チャンネルNECO
- Ch. 310 衛星劇場
- Ch. 312 ムービープラス
- Ch. 315 スター・チャンネル
- Ch.316 スター・チャンネル プラス
- Ch. 317 スター・チャンネル クラシック
- Ch. 318 FOXムービー★SF&ホラー
- Ch.319 ∨☆パラダイス
- Ch. 706 ザ・シネマ
- Ch. 707 日本映画専門チャンネル
- Ch. 708 東映チャンネル
- Ch. 709 エキサイティング・グランプリ
- Ch. 785 MATVムービーアジア

#### スポーツ(12番組)

- Ch. 282 EXスポーツ
- Ch. 285 スカイ・A sports+
- Ch. 286 ザ・ゴルフ・チャンネル
- Ch. 300 J sports ESPN
- Ch. 301 FIGHTING TV サムライ
- Ch. 302 GAORA
- Ch. 303 ゴルフネットワーク
- Ch. 306 J sports 1
- Ch. 307 J sports 2
- Ch. 308 J sports Plus
- Ch. 309 日テレG+
- Ch. 739 フジテレビ 739

#### 音楽(11番組)

- Ch. 265 スペースシャワーTV
- Ch. 266 歌謡ポップスチャンネル
- Ch. 267 第一興商スターカラオケ
- Ch. 268 安らぎの音楽と風景/エコミュージックTV
- Ch. 269 Music Japan TV
- Ch. 270 MTV
- Ch. 271 大人の音楽専門TV◆ミュージック・エア
- Ch. 731 MUSIC ON! TV
- Ch. 732 ミュージックビデオ専門/VMC
- Ch. 736 クラシカ・ジャパン
- Ch. 795 懐かし音楽★グラフィティTV/keiba

#### アニメ (6番組)

- Ch. 274 カートゥーン ネットワーク
- Ch. 276 キッズステーション
- Ch. 724 アニマックス
- Ch. 729 アニメシアター X (AT-X)
- Ch. 746 トゥーン・ディズニー
- Ch. 751 ニコロデオン/アニメ・子どもTV

#### 総合エンターテイメント(8番組)

- Ch. 278 日テレプラス
- Ch. 330 WOWOW
- Ch. 363 TBSチャンネル
- Ch. 717 テレ朝チャンネル
- Ch. 720 シーエス Gya O
- Ch. 721 フジテレビ 721
- Ch. 726 関西テレビ☆京都チャンネル
- Ch. 730 ディズニー・チャンネル

#### 海外ドラマ・バラエティ(8番組)

- Ch. 360 スーパー! ドラマTV
- Ch. 372 LaLa TV
- Ch. 722 F0X
- Ch. 723 サスペンスシアターFOXCRIME
- Ch 725 A X N
- Ch. 728 ミステリチャンネル
- Ch. 749 アジアドラマチックTV★So-net
- Ch. 755 SCI FI (サイファイチャンネル)

### 国内ドラマ・バラエティ・舞台(8番組)

- Ch. 262 シアター・テレビジョン
- Ch. 275 EXエンタテイメント
- Ch. 279 MONDO 2 1
- Ch. 325 歌舞伎チャンネル
- Ch. 361 ファミリー劇場
- Ch. 362 ホームドラマチャンネル
- Ch. 371 エンタ! 371
- Ch. 718 時代劇専門チャンネル

#### ドキュメンタリー(4番組)

- Ch. 321 ディスカバリーチャンネル
- Ch. 370 ヒストリーチャンネル™
- Ch. 741 ナショナルジオグラフィックチャンネル
- Ch. 747 アニマルプラネット

#### ニュース・ビジネス経済(12番組)

- Ch. 250 ブルームバーグ テレビジョン
- Ch. 251 日経CNBC
- Ch. 252 BBCワールドニュース
- Ch. 254 e 一天気. n e t
- Ch. 255 交诵情報アクセス plus 天気
- Ch. 256 朝日ニュースター
- Ch. 257 CNN i
- Ch. 258 TBSニュースバード
- Ch. 742 Bloomberg Television[英語版]
- Ch. 745 日テレNEWS 2 4
- Ch. 757 ビジネス・ブレークスルー
- Ch. 766 ダイワ・証券情報TV

#### 娯楽・趣味(10番組)

- Ch. 216 ベターライフチャンネル
- Ch. 218 ビクトリーチャンネル
- Ch. 277 旅チャンネル
- Ch. 280 大人の趣味と生活向上◆アクトオンTV
- Ch. 281 食&健康バラエティ★フーディーズTV
- Ch. 283 SheTV
- Ch. 320 囲碁・将棋チャンネル
- Ch. 753 釣りビジョン
- Ch 759 パチンコ★パチスロTV!
- Ch. 777 パチ・スロサイトセブンTV

#### 教育・資格(9番組)

- Ch. 205 放送大学CSテレビ
- Ch. 248 ベネッセチャンネル
- Ch. 340 InstrucTV
- Ch. 343 Baby TV こどもえいごチャンネル
- Ch. 500 放送大学CSラジオ
- Ch 762 GROWTH & FDUCATION
- Ch. 765 子育て支援・サイエンスチャンネル
- Ch. 772 ケアネットTV・メディカルCh.
- Ch. 774 医療福祉チャンネル774

#### 公営競技(15番組)

- Ch. 120 パーフェクトチョイス 南関東地方競馬シリーズ
- Ch. 380~384 レジャーチャンネル1~5
- Ch. 385 JLCプラスワン
- Ch. 388~389 グリーンチャンネル 1~2
- Ch. 390~394 (ケイリンライブ) SPEEDチャンネル
- Ch. 395 スピードプラスワン 3 9 5

#### 外国語放送 (10番組)

- Ch. 331 KNテレビジョン
- Ch. 333 I P C ブラジルチャンネル
- Ch. 334 T V グローボ・インターナショナル
- Ch. 781 チャンネル中国
- Ch. 782 T V B 大富
- UI. 702 I V D 入畠
- Ch. 783 CCTV大富
- Ch. 784 鳳凰衛視 Ch. 787 ウィンズ・フィリピノ・チャンネル
- Ch. 791 KBS WORLD
- Ch. 792 Mnet

#### 番組案内(2番組)

- Ch. 200 CLUBスカパー!TV
- Ch. 202 スカパー! インフォメーションチャンネル

#### ショッピング(10番組)

- Ch. 217 セレクトショッピング Ch. 217
- Ch. 220 ショップチャンネル
- Ch 221 MALL OF TV
- Ch. 222 Q V C (キュー・ヴィー・シー)
- Ch. 223 コジマショッピングTV
- Ch 224 ジョイショップ 224
- Ch. 240 Shop 240
- Ch. 241 ハッピー241
- Ch. 242 ジャパネットスタジオ 242
- Ch. 243 ジュエリーショッピング★GemsTV

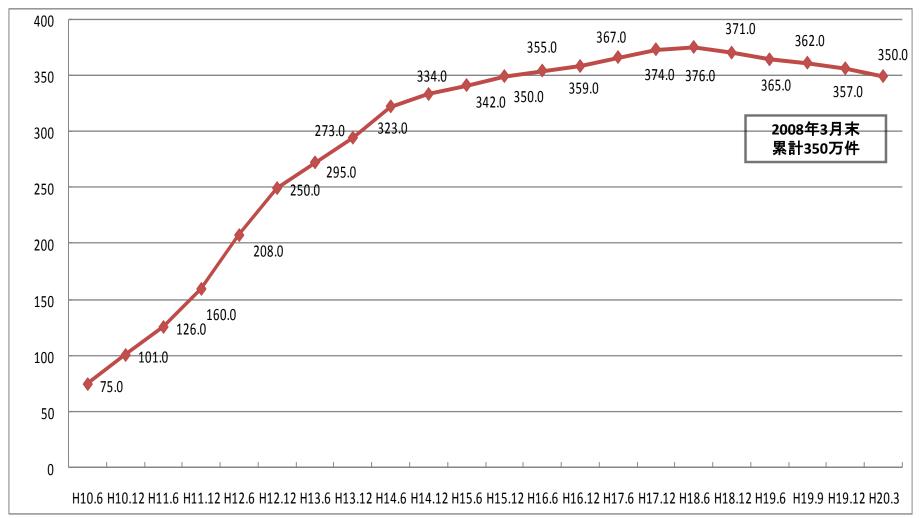
#### アダルト(26番組)

- Ch. 100~103 パワープラッツ
- Ch. 110~114 パーフェクト チョイス
- Ch. 136 CINEMA-R
- Ch. 900 プレイボーイチャンネル
- Ch. 901 レインボーチャンネル
- Ch. 902 ミッドナイトブルー
- Ch. 903 フラミンゴ903
- Ch. 904 チャンネル・ルビー Ch. 905 ブルーチェリー (チェリーボム)
- OII. 905 フルーテェ
- Ch. 906 みるく 906
- Ch. 907 Splash
- Ch 911 Queen Bee
- Ch. 912 まんぞくチャンネル
- Ch. 913 パラダイステレビ
- Ch. 914 ピンクチェリー (チェリーボム)
- Ch. 915 イエローチェリー (チェリーボム)
- Ch. 916 ダイナマイトTV Ch. 917 AV王

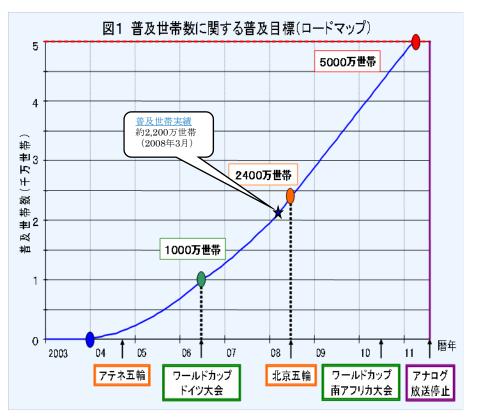
全36中継器 195番組

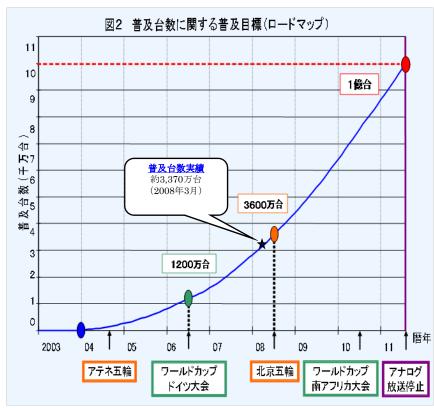
### 東経124/8度CSデジタル放送の加入件数推移





### 地上デジタル放送の普及目標と現況





#### (参考)

■ 視聴可能世帯数

※ **○直接受信: <u>約4,360万世帯(全世帯の約93%)</u>** (平成20年3月末現在)

※H12国勢調査ベースで算出

**〇ケーブルテレビ経由: 約1,980万世帯** (平成19年9月末現在)

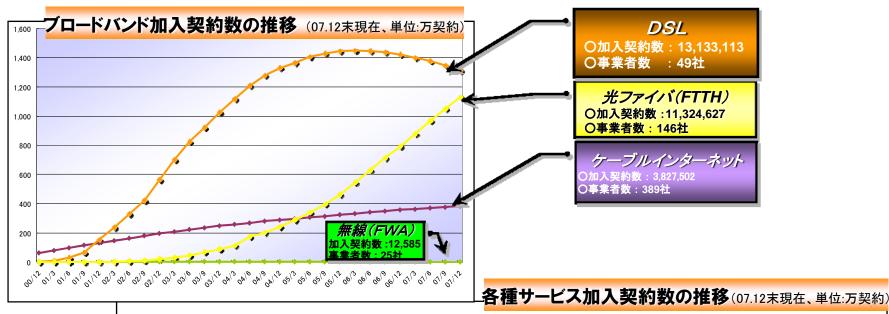
■ 地上デジタル放送受信機出荷台数

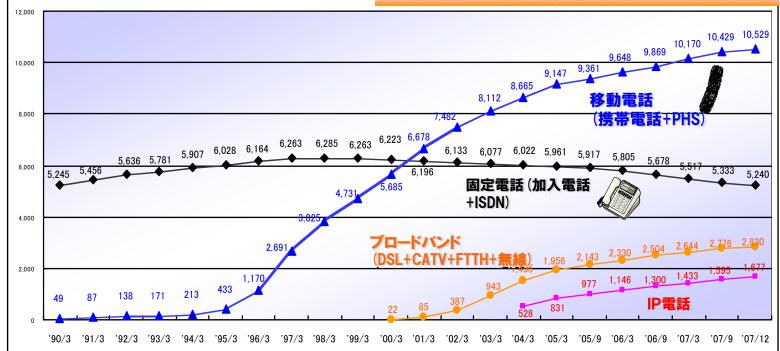
**約3,370万台 (JEITA、日本ケーブルラボ調べ)** (平成20年3月末現在)

(別掲) ワンセグ携帯電話 2.883万台(平成20年3月末現在)

車載用地上デジタル放送受信機 129万台(平成20年3月末現在)

### ブロードバンド化の進展状況

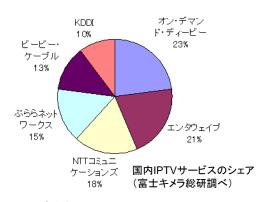




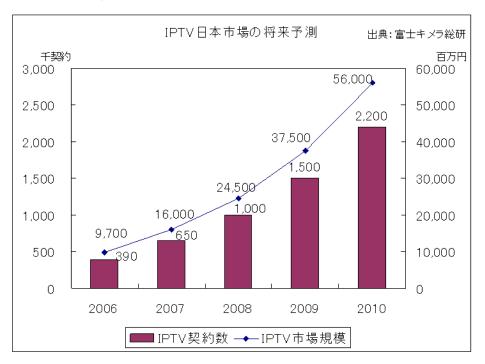
注: 平成16年6月 末分より電気規 信事気規報により報告を の規受けたれる 者数を任意のを 者がは任意のを 者から報告を けたが加入 集計。

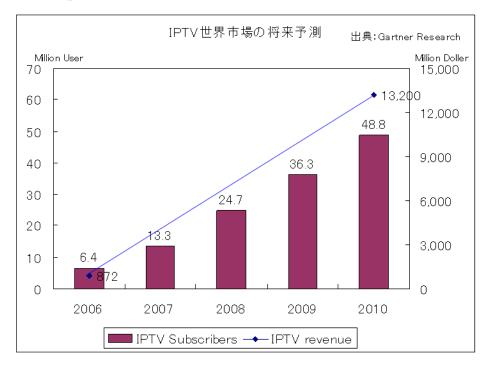
### IPTV\*サービスの普及予測

- 2006年末時点の国内のIPTV累計契約数(閉域網を利用するものに限る。) は39万件。
  - オン・デマンド・ティービー 9万件、エンタウェイブ 8万件、
     NTTコミュニケーションズ 7万件、ぷららネットワークス 6万件、
     ビー・ビー・ケーブル 5万件、KDDI 4万件。(富士キメラ総研調べ)
- IPTV市場は2010年には国内では560億円規模、世界では132億ドル規模 となると予測。



※ IPTVとはInternet Protocol TVの略称で「(主としてブロードバンド・アクセス網上に設けられた)IPネットワークを通じ、STB(Set Top Box)に接続したあるいは単独のテレビ受信機等に映像を配信するサービス」のことを指すとされる。

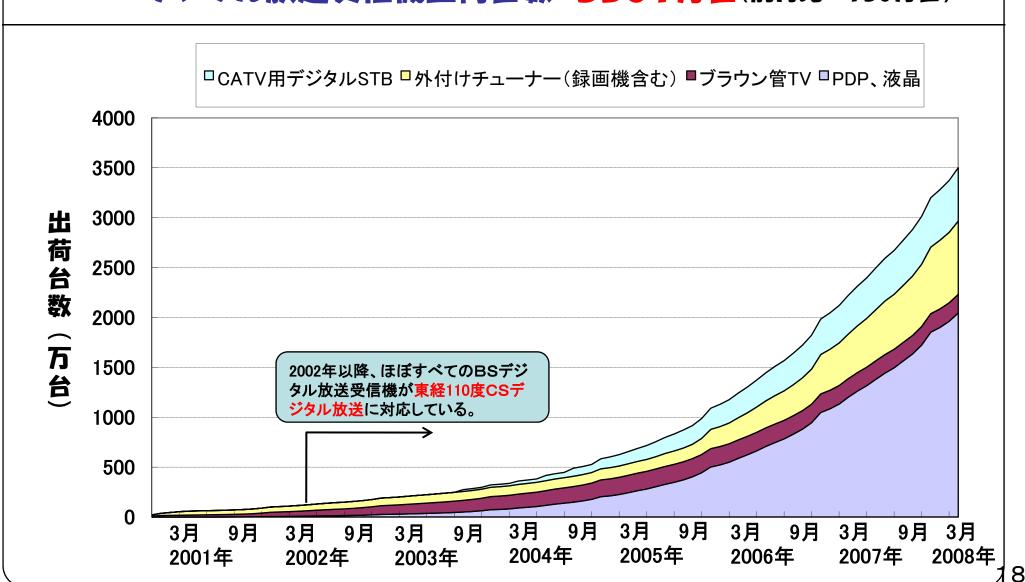


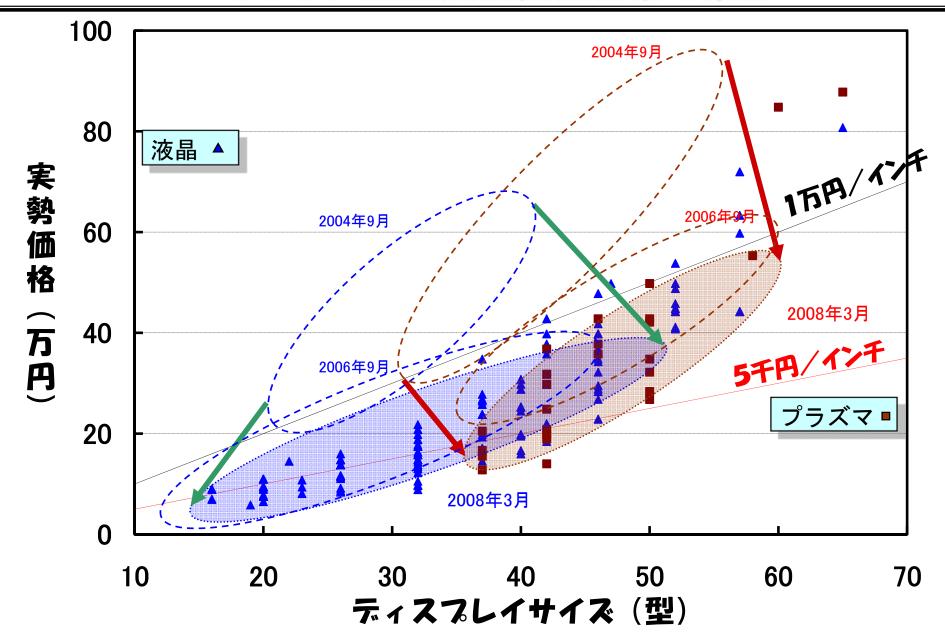


## デジタル対応受信機 累計出荷台数

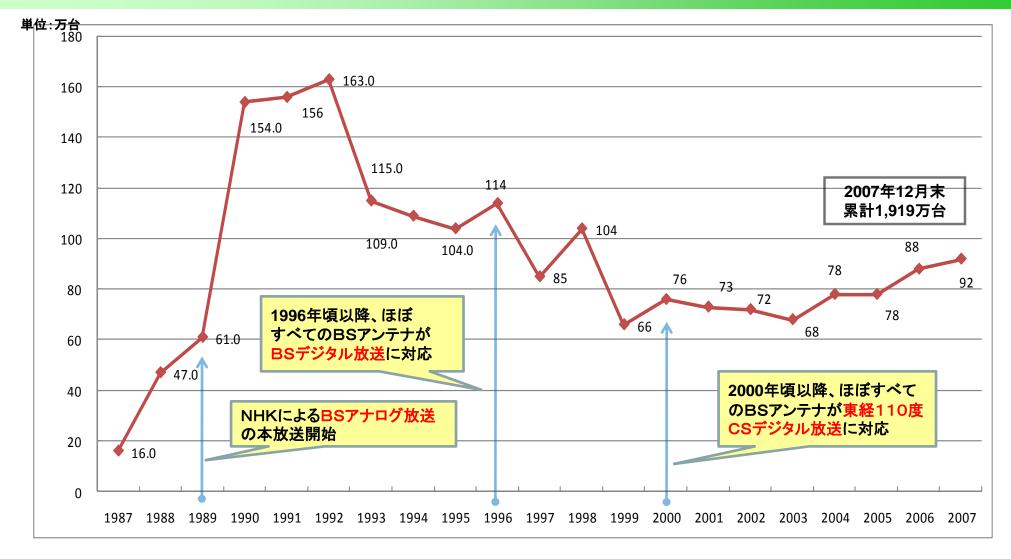
2008年3月末、NHK調べ

### BSデジタル放送受信機出荷台数 3501万台(前月比+130万台)





### 衛星アンテナ出荷台数



[JEITA民生用電子機器国内出荷データ(JEITAホームページ公表)より作成]

(暦年)

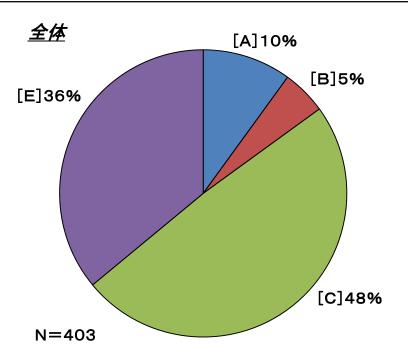
### 集合住宅の共同受信システムにおける衛星放送の受信状況

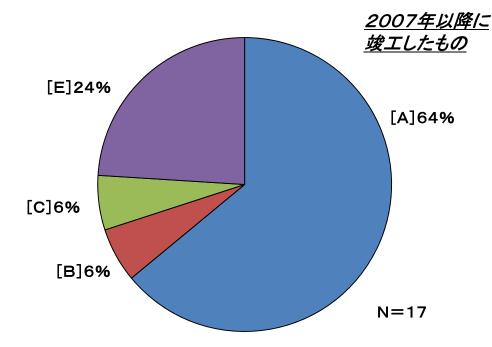
#### 集合住宅における共聴設備で、

チャンネル番号5、7及び11が受信できるのは64%、チャンネル番号17、19、21及び23が受信できるのは15%

左記のうち2007年以降に竣工したもので、

チャンネル番号5、7及び11が受信できるのは76%、チャンネル番号17、19、21及び23が受信できるのは70%





※調査結果をメーカー公称値等で分類した結果であり、実際には分類以上の放送を視聴できる可能性あり。

Α	В	С	D	E
東経110度CSデジタ ル放送まで受信可能	BSデジタル放送(拡張 周波数)[注1]まで受信 可能(東経110度CSデ ジタル放送は受信不可)	BSデジタル放送(現用周 波数)[注2]まで受信可能 (BSデジタル放送(拡張 周波数)は受信不可)	BSアナログ放送[注3] まで受信可能 (BSデジタル放送(現用 周波数)は受信不可)	BS放送直接受信不可 (アンテナ設置無し) ※ CATV経由で視聴可能なもの も含まれる

注1:チャンネル番号17、19、21及び23 注2:チャンネル番号1、3、9、13及び15 注3:チャンネル番号5、7及び11

### マスメディア集中排除原則(衛星放送)の概要

- 〇 一定の数の中継器相当の伝送容量以内ならば支配・参入可。
- 当該一定の数は兼営の形態によって決定される。

#### ■ 新規参入の場合又はCS放送事業者が参入する場合

→ BSデジタル放送事業者	→ CS委託放送事業者	→ 衛星役務利用放送事業者
1 / 2 中継器	4中継器	12中継器 (ただし、当該衛星役務利用放送事業 者は8中継器)

#### ■ BS放送事業者が参入する場合

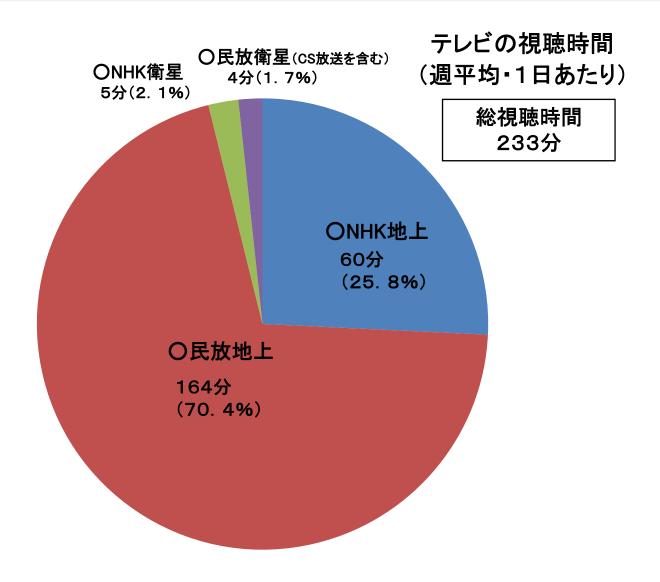
→ BSデジタル放	送事業者 →	CS委託放送事業者	→ 衛星役務利用放送事業者
1/2中継	<b>器</b>	3 中継器	9 中継器 (ただし、当該衛星役務利用放送事業者は6中継器)

#### ■ 地上放送事業者が参入する場合

→ BSデジタル放送事業者	→ CS委託放送事業者	→ 衛星役務利用放送事業者		
<b>支配不可</b> (※1)	2 中継器 (※2)	6 中継器 (ただし、当該衛星役務利用放送事業者 は4中継器)		

- (※1) 2分の1以下の議決権を保有することが認められている。また、認定放送持株会社制度を活用することにより1者(1/2中継器以内)のみ支配することが認められている。
- (※2) CSデジタル放送の円滑な立ち上がりを確保することを目的として、当分の間、認められているもの。

### 地上放送と衛星放送の視聴時間



<NHK放送文化研究所 平成19年11月全国個人視聴率調査より>

## 放送普及基本計画(衛星関係抜粋)

- 1 放送を国民に最大限に普及させるための指針
  - (1) 国内放送の普及

ア略

イ 衛星系による放送

衛星系による放送のうち2,630MHzから2,655MHzまでの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行う一般放送事業者の放送については、デジタル方式による超短波放送を行うこと。なお、放送の普及に当たっては、多様化・高度化する放送需要に柔軟にこたえるため、デジタル技術を活用し、高音質化を図るとともに、文字、図形その他の影像又は信号に併せ送るなど、その特性を生かしたサービスの推進に十分配慮する。

また、全国各地域において電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第2 条第1項第28号の18に規定する衛星補助放送を行うことにより、良好な受信の確保等をできる限り可能とすること。

(2) 受託国内放送の普及

衛星系による受託国内放送については、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上系による放送及び有線放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

#### ア 放送衛星業務用の周波数を使用する受託国内放送

(ア) デジタル放送以外の放送

衛星系による受託国内放送のうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7 GHzから12.2 GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数(以下「放送衛星業務用の周波数」という。)の3を使用して行う放送については、2系統の協会の標準テレビジョン放送((2)ア(イ)(A)と同一の放送を同時に行うものに限る。)及び1系統の一般放送事業者の標準テレビジョン放送を行い、これらの放送が全国各地域においてあまねく受信できること。

また、これらの放送は、平成23年7月24日までに終了すること。

(イ) デジタル放送

衛星系による受託国内放送のうち、放送衛星業務用の周波数を使用して行うデジタル放送は、平成23年までは放送衛星業務用の周波数の5を、平成23年からは放送衛星業務用の周波数の12を使用して行うこと。

この場合において、

(A) その周波数の1の範囲内において、協会の放送については、1系統の難視聴解消

を目的とする放送及び1系統の衛星系による放送の普及に資するためその特性を 生かして行う総合放送を標準テレビジョン放送等により行うこと。

- (B) (A) 以外の協会の放送については、技術動向を踏まえ、デジタル技術の特性及び高画質性を生かしたデジタル方式の高精細度テレビジョン放送の普及に資する高精細度テレビジョン総合放送1番組(注)を行うこと。
- (C) 一般放送事業者の放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を目指すとともに、多様化、高度化する放送需要にこたえるための放送を行うこと。
- (D) ただし、(A)及び(B)の協会の放送は、(7)の協会の標準テレビジョン放送が終了するまで行うものとし、その後については、当該放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、2番組(主たる放送の番組数)を超えないことを前提に、衛星系による協会の放送全体を見直すものとする。
  - 注 災害や重大事件・事故の発生に対応するため又はデジタル技術の新しい利用方 法の開発若しくは普及に資するために一時的に行われる標準テレビジョン放送を 含む。

#### イ 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する受託国内放送

衛星系による受託国内放送のうち、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するデジタル放送については、デジタル技術の特性と今後の発展性に配慮するとともに、放送系の数の目標の設定においても、周波数の国際調整の状況等を踏まえ柔軟に対応することにより、学園が委託して行わせる放送を含め受託国内放送の普及を図ること。

また、<u>デジタル放送の普及に当たっては、既存の放送の音質及び画質の水準を維持するとと</u>もに、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を推進する。

- (3) 略
- (4) 略
- (5) その他放送の多様化、高度化等のための施策
  - ア 今後における多様化、高度化する放送需要に対応するため、技術開発を積極的に推進すること。
  - イ 既存の放送の普及促進、受信改善に資するため、放送用周波数の有効活用、受信障害対策等 に関する所要の技術を開発し、その早期の実用化を図ること。
  - ウ 地上系によるデジタル方式の超短波放送については、将来の実用化に資するため、周波数事 情等を勘案の上、試験放送を実施できるようにすること。
  - エ 以上のほか、放送に対する多様な需要に応ずるため、必要と認められる場合には、周波数事情等を勘案の上、試験放送又は臨時かつ一時の目的のための放送を適時適切に実施できるようにするとともに、放送局の置局を円滑に促進するための環境の整備を図ること。

### BS放送に対する視聴者の期待

総務省の実施した視聴者アンケート調査によると、地上放送と異なるBS放送の魅力としては、「高画質・高音質の番組の放送」が最も高く、衛星視聴者全体の34.8%となっている。

#### 質問:地上放送と異なるBS放送の魅力はどのような点にあると思いますか?(複数回答可)

#### 高画質・高音質の番組の放送

デジタル機能を活用した双方向のクイズ 番組などの放送

大河ドラマや朝ドラマなどのような地上 放送の番組の異なる時間の放送

地上放送では放送しないスポーツやド ラマなどの番組の放送

野球、サッカーなどのスポーツ中継の開始から終了までの放送

世界遺産からの長時間に渡る中継など2 時間以上の長時間特集番組

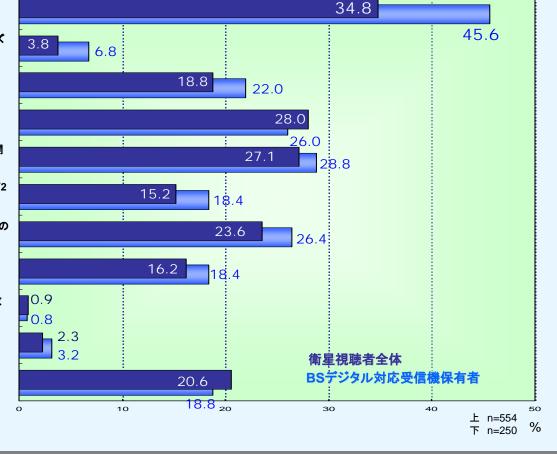
過去ドラマや紀行・ドキュメンタリーなどの 名作番組の放送

映画など地上放送に先駆けた放送

ショッピング番組など情報系の番組の放送

その他

判らない



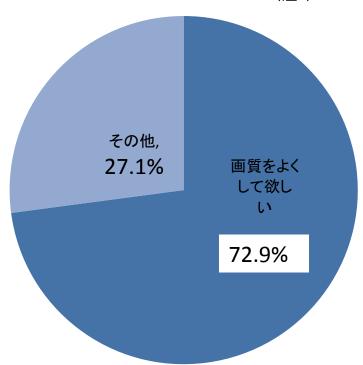
- 総務省において、(社)中央調査社に委託し、2007年2月9日~12日にアンケート 調査を実施。
- 全国20歳以上の男女2,000人(住民基本 台帳から層化無作為2段抽出)を対象に、 調査員による個別面接聴取法により実 施。1,316人より有効回答。

### e2 by スカパーの画質に関する視聴者ニーズ

● e2 byスカパーのカスタマーセンター に寄せられた放送番組全般に関する ご意見のうち約70%が画質に関する もの。

#### 【放送番組全般に関するご意見】

(注1)

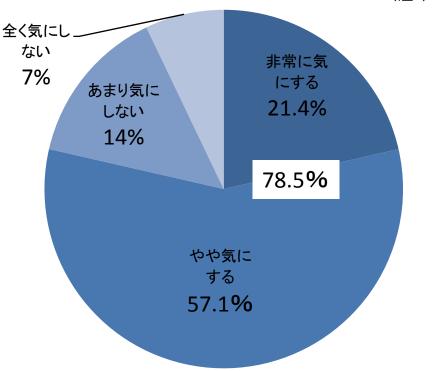


注1 2007年4月から2008年1月までの間に自社カスタマーセンターに寄せられた放送番組全般に関するご意見について株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズが取りまとめた結果による。

● e2 by スカパー視聴者に対するスカパーによるアンケートの結果、約80%が「視聴する番組がHD番組かどうか気にする」と回答。

#### 【視聴する番組がHD番組かどうかについて】

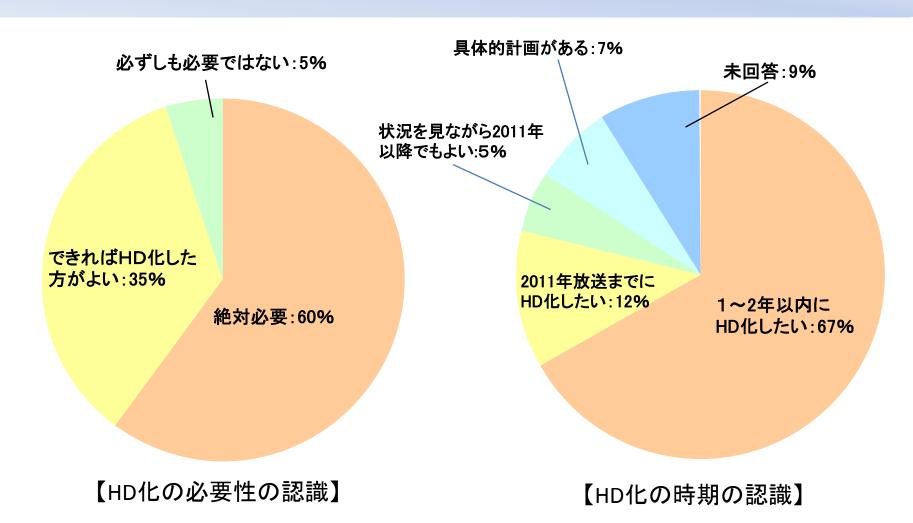
(注2)



注2 2006年12月に株式会社スカイパーフェクト・コミュニケー ションズから委託を受けた株式会社インフォプラントが実施し たe2 by スカパーの視聴者に対するアンケート結果による。

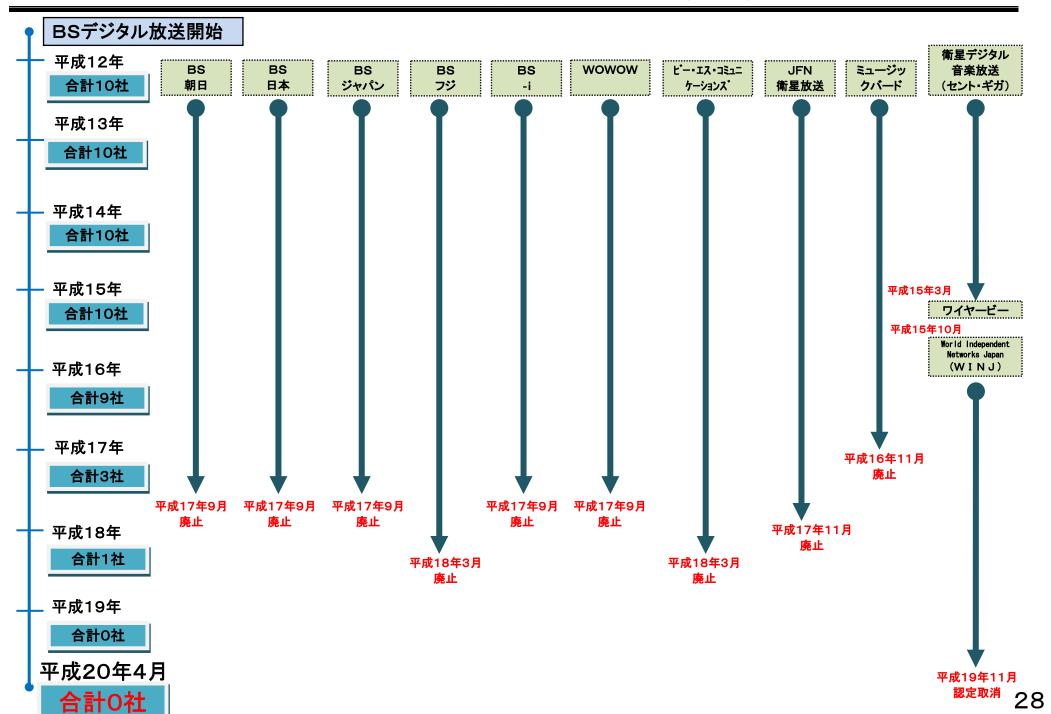
### 衛星放送協会のHD化に関するアンケート結果

CS放送事業者の90%以上がハイビジョン化を望んでおり、更に、8割以上が2011年までに ハイビジョン化することを希望している。

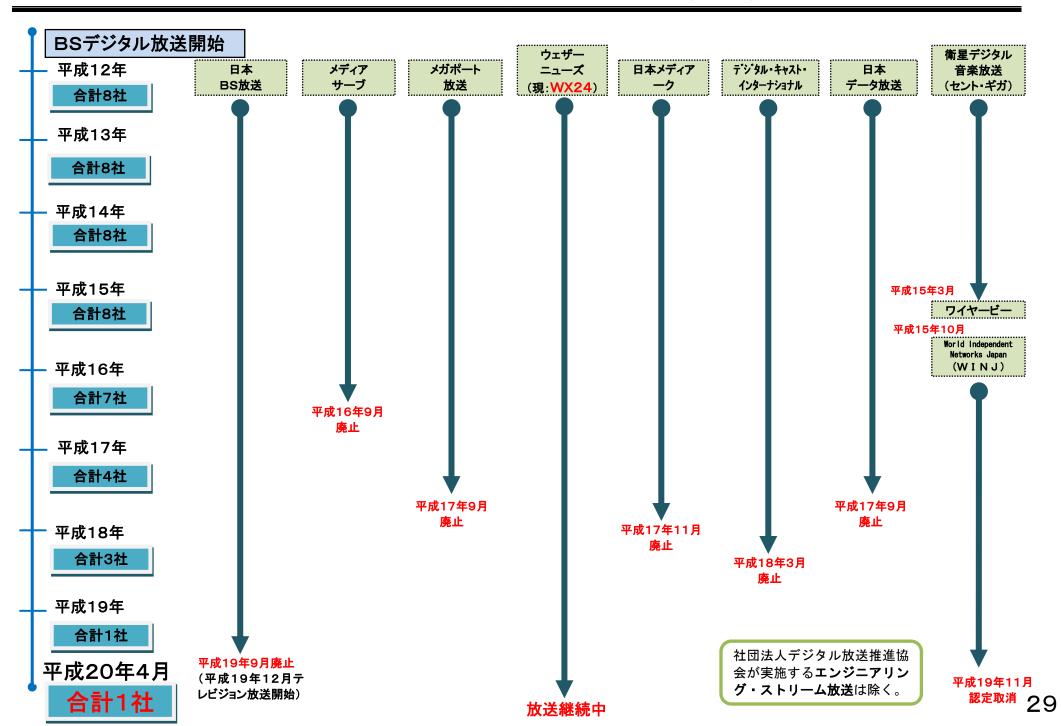


<sup>※</sup> 平成20年2月に衛星放送協会HD化委員会が実施した衛星放送協会会員各社に対するアン ケート結果に基づき作成。

### BSデジタルラジオ放送の事業者数の推移



### BSデジタルデータ放送の事業者数の推移



### 広告放送の関係規定

#### 放送法

(国内放送の放送番組の編集等)

第三条の二 (略)

2 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たつては、特別な事業計画によるもの を除くほか、<u>教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つ</u> ようにしなければならない。

3~4 (略)

(広告放送の識別のための措置)

第五十一条の二 一般放送事業者は、対価を得て広告放送を行う場合には、その放送を受信する者がその放送が 広告放送であることを明らかに識別することができるようにしなければならない。

#### 放送法施行規則

別表十二号 委託放送業務認定申請書 注4 (1)

(記載例)

- 報道(一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等)
- 教 育 (学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等)
- 教 養(政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等)
- 娯 楽(音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等)
- 広 告(商業案内、スポット・アナウンス等)

その他 (放送番組の予告等)

### 日本民間放送連盟放送基準

第18章(148) 週間のコマーシャルの総量は、総放送時間の18%以内とする。

# スーパーハイビジョンについて

現行のハイビジョン映像の16倍に相当する約3300万画素の超高精細な映像を楽しめる次世代の放送サービス

### **<スーパーハイビジョン>**

7680 画素



くハイビジョン>

1080画素





※ 2000年頃からNHKにおいて研究開発を実施中

4320画素



総務省情報通信政策局長 小笠原 倫明 殿

> 社団法人電子情報技術産業協会 会長 町田 勝彦

「既存のBSデジタル放送用受信機に関する事実確認及び報告の要請」へのご回答

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、当協会の諸事業にご理解とご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴文書(7月11日付け総情衛第88号)「既存のBSデジタル放送用受信機に関する事実確認 および報告」の要請につきまして、当協会で検討いたしました結果、下記の通りご報告申し上げます。

敬具

記

- 1. 当協会は、貴省要請に係る検討の公益上の必要性を重く受け止め、現時点で可能な範囲で机上検討等を尽くしました。しかしながら、最終的には、既存のBSデジタル放送及び2011年以降の新たなBSデジタル放送に係るすべての委託放送事業者と共同で実証実験を行わなければ、個々の受信機について責任をもって動作保証をすることはできませんので、その点については何卒ご理解ください。
- 2. 貴省条件設定①から④までのすべてのケースについて検討した結果、既存のBSデジタル放送用受信機については、次に掲げる条件をすべて満たせば、少なくとも既存のBSデジタル放送の視聴に支障を生じることは、現時点では想定されないものと認められます。(このほか、TS、NIT及びBITについては、少なくとも既存の
- BSデジタル放送の視聴に支障を生じることは、現時点では特段想定されません)。
  - 1) NVRAM (不揮発性メモリ) 内の事業者専用領域を割り当てるブロードキャスタ I D数 (注) は、既存のBSデジタル放送と新たなBSデジタル放送とで合計 2 0以内とすること。なお、NVRAM内の事業者専用領域を割り当てないブロードキャスタ I D数については、特段の上限を設ける必要はないが、これらについては、データ放送のうち一部機能を使用することができなくなります。
    - 注:2007年12月から2011年までの間は、プロードキャスタID数は13であると想定しています。(日本放送協会、BS日本、ビーエス朝日、ビーエス・アイ、BSジャパン、ビーエスフジ、WOWOW、日本BS放送、スター・チャンネル、ワールド・ハイビジョン・チャンネル、ワールド・インディペンデント・ネットワークス・ジャパン、ダブリュエックス二十四、社団法人デジタル放送推進協会)

- 2) EPGを運用することができるテレビジョン放送の放送番組数(注)は、既存のBSデジタル 放送と新たなBSデジタル放送とで合計20以内とし、放送事業者が送信するEPGの情報量を 受信機のEPGメモリ容量内に収める観点から、放送事業者その他関係事業者間で十分な運用上 の調整をすること。なお、当協会としても、当該運用上の調整において、積極的に貢献してまい ります。
  - 注:2007年12月から2011年までの間は、テレビジョン放送の放送番組数は12番組 であると想定しています。(NHK-BS1、BS2、hi、BS日本、ビーエス朝日、ビーエス・アイ、BSジャパン、ビーエスフジ、WOWOW、スター・チャンネル、日本BS放 送、ワールド・ハイビジョン・チャンネル)

なお、時間帯によってHDTV1番組又はSDTV複数番組を放送することができる放送事業者については1番組として計算しています。

- 3) 新たなBSデジタル放送に係る委託放送事業者に対しサービスIDのID番号の割り当てる際には、視聴者がアップダウン選局を行ったりEPGを参照したりする際に混乱を生じないようにする観点から、既存のBSデジタル放送に係る委託放送事業者その他関係事業者間で十分な運用上の調整をすること。なお、当協会としても、当該運用上の調整において、積極的に貢献してまいります。
- 3. 当協会加盟各社は、新たなBSデジタル放送に係る委託放送事業者が、いずれ上記2. に掲げる 条件を満たさなくても放送することができるようになるよう、今後、当該委託放送事業者が決定さ れた段階で、速やかに、新たなBSデジタル放送用受信機の開発・設計に取り掛かり、2011年 からの出荷を目指します。したがいまして、これらの新たな受信機によって、2010年以前に出 荷された従来のBSデジタル放送用受信機がすべて入れ替えられた時点で、上記2. に掲げる条件 を満たす必要は無くなります。
- 4. なお、たとえ上記2. に掲げる条件をすべて満たし、既存のBSデジタル放送の視聴に支障を生ずることがなくなったとしても、TS数の上限値により、新たなBSデジタル放送そのものの視聴に支障を生じてしまう受信機は相当数存在します。
- 5. 今回の調査対象は、以下の受信機メーカー11社が出荷するBSデジタル放送用受信機(テレビ 及びチューナーに限る)です。
  - 受信機メーカー(50音順)

三洋電機㈱、シャープ㈱、ソニー㈱、㈱東芝、日本電気㈱、日本ビクター㈱、パイオニア㈱、㈱日立製作所、船井電機㈱、松下電器産業㈱、三菱電機㈱

総務省情報通信政策局 武田衛星放送課長 殿

> 社団法人電子情報技術産業協会 CE運営委員会 委員長 小幡 正

当協会の平成19年8月31日付回答に関する補足説明について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、当協会の諸事業にご理解とご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴文書(7月11日付け総情衞第88号)「既存のBSデジタル放送用受信機に関する事実確認 および報告」の要請に対する当協会の平成19年8月31日付回答(以下「前回回答」といいます。)のうち「4. なお、たとえ上記2. に掲げる条件をすべて満たし、既存のBSデジタル放送の視聴に 支障を生ずることがなくなったとしても、TS数の上限値により、新たなBSデジタル放送そのもの の視聴に支障を生じてしまう受信機は相当数存在します。」について、下記のとおり補足説明をさせて いただきます。

敬具

記

前回回答のうち「4.」において言及しました、"たとえ前回回答「2.」に掲げる制約条件をすべて満たし、既存のBSデジタル放送の視聴に支障を生ずることがなくなったとしても、TS数の上限値により、新たなBSデジタル放送そのものの視聴に支障を生じてしまう受信機"につきましては、平成19年末までに約43万台が出荷されており、3社のうち2社は、平成18年に製造を停止しており、1社については、平成20年の新製品から32TSに対応する事から、今後、大幅に数量が大きくなる事は無いと考えます。

なお、前回回答「2.」に掲げる制約条件をすべて満たすことを条件とすれば、上記受信機を除いて は、新たなBSデジタル放送そのものの視聴に支障を生じてしまう受信機の存在は、現時点では特に 想定されません。

- 注1:当協会は、本件補足説明に当たっても、現時点で可能な範囲で机上検討等を尽くしましたが、 最終的には、既存のBSデジタル放送及び2011年以降の新たなBSデジタル放送に係るすべて の委託放送事業者と共同で実証実験を行わなければ、個々の受信機について責任をもって動作保証 をすることはできませんので、その点については何卒ご理解ください。
- 注2:今回の調査は、以下の受信機メーカー11社が平成19年末までに出荷したBSデジタル放送 用受信機(テレビ及びチューナーに限る)出荷総数約2100万台の中から、TS数の上限値が2 5以下であるものの出荷数を抽出したものです。
  - 受信機メーカー(50音順)

三洋電機㈱、シャーブ㈱、ソニー㈱、㈱東芝、日本電気㈱、日本ビクター㈱、 パイオニア㈱、㈱日立製作所、船井電機㈱、松下電器産業㈱、三菱電機㈱ 武田衛星放送課長 殿

総務省情報通信政策局

社団法人デジタル放送推進協会 BS 技術専門委員会委員長 関 祥 行

既存のBSデジタル放送に係るEPGの運用について(報告)

総務省殿による当協会(以下Dpa)に対する要請(平成20年4月4日付総情衛第22号)を受け、Dpaの検討結果について下記のとおり報告いたします。

記

BSデジタル放送では、全放送事業者が利用する全局SI集配信システムにより、全てのTSで全局のSI(EPG)情報を送出している。今回総務省殿から要請のあった仮定条件にまで番組数が増えた場合の、受信機におけるEPG利用の可否は、この全局SIの情報量によりある程度の目安が付くものと考えている。

全局SI(EPG)の運用ルールはこれまで運用者間の協議で決めてきたところであり、平成23年以降の運用ルールについても、今後、新規番組に係る委託放送業務の認定が行われ、その数や内容が明らかになった段階で、改めて、放送事業者およびその他関係事業者間で運用上の調整を行う予定である。

いずれにしても、BSデジタル放送においては、SI (EPG) は視聴のために必須の機能であると考えており、新規事業者においても最低限必要な機能の運用ができるよう、平成23年以降の運用ルールについても、視聴者保護の観点を最優先に考えつつ、配慮していくこととしたい。

以上

#### 意見公募要項

#### 1 意見募集対象

平成23年以降に開始される予定の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する基本的方針(案)

#### 2 資料の入手方法

意見募集対象については、末尾の連絡先窓口において閲覧に供するとともに、準備が整い次第、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/)の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口(http://www.e-gov.go,jp/)の「パブリックコメント」欄に掲載することとします。

#### 3 提出方法

必要事項(氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡担当者氏名)並びに連絡先(電話番号及び電子メールアドレス)を明記の上、提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、ご提案は、日本語で記入してください。

#### (1) 電子メールを利用する場合(推奨)

#### 宛先:

総務省情報通信政策局衛星放送課 あて

eisei-housou/atmark/ml. soumu. go. jp

(※スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しております。送信の際は「@」に変更してください。)

#### 留意事項:

メール本文に直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル(ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル)として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

#### (2) 郵送する場合

宛先:〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 総務省情報通信政策局衛星放送課 あて 留意事項:

意見の内容を保存したコンパクトディスク(CD)を添えて提出ください。CDの条件は、次のとおりです。

- ・ ディスクの種類: CD (機器設備の都合上、左記以外の種類のディスク(磁気ディスク等)での提出は 受付できません。)
- フォーマット形式:CDーR形式であってWindowsファイルシステムに対応したもの
- ・ファイル形式:テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いた だいたディスクについては、返却できませんのであらかじめご了承願います。

#### 4 提出期間

平成20年5月31日(土)~平成20年6月30日(月)午後5時必着 (※郵送の場合も必着とさせていただきます。)

#### 5 留意事項

ご記入いただいた氏名(法人名及び連絡担当者名等)、住所(所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、意見を提出された方の氏名(法人等にあってはその名称)やその他属性に関する情報は公表する場合があります。公表する場合に匿名を希望される場合には、氏名の欄にその旨を記入してください。

意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

連絡先:情報通信政策局衛星放送課

担 当: 井田課長補佐、川名係長、田中係長

住 所: 〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

電 話: 03-5253-5799 FAX: 03-5253-5800

e-mail: eisei-housou/atmark/ml.soumu.go.jp

※ スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しております。送信の際は「@」に変更してください。